

### 3 静岡県大規模小売店舗立地法事務処理要領

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）に基づく届出等については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成 10 年政令第 327 号）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 62 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

なお、本要領においては、規則に定める様式を「法定様式」、本要領に定める様式を「県様式」と表記する。

#### 第 1 定義

この要領における用語を次のとおり定義する。

##### 1 届出者

法第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項の規定により届出をする者（建物の所有者に限り、建物の賃借権、使用貸借権等の使用収益権を有する者を除く。）をいう。

##### 2 静岡県大規模小売店舗立地専門委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 174 条に規定する専門委員で、法第 8 条第 4 項の規定による県の意見の策定及び法第 9 条第 1 項の規定による勧告等に当たり、県の求めに応じて専門的な見地から助言を行う者をいう。

##### 3 既存店

法の施行日（平成 12 年 6 月 1 日）に現に大規模小売店舗であった店舗をいう。

#### 第 2 計画概要書

1 県は、法第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項の規定による届出を行おうとする者に対し、届出後に他法令等に基づく指導、許可等に伴い生じる変更等を最小限にとどめることを目的として、あらかじめ計画概要書を提出するよう求める。

2 計画概要書は、大規模小売店舗の所在地の属する市町（以下「関係市町」という。）及び所轄警察署等の助言を受け作成するものとする。

3 計画概要書の提出部数は、県が別途指示する場合を除き 6 部とする。また、関係市町及び所轄警察署に各 1 部を別途提出するものとする。

4 静岡県まちづくり庁内協議会大型店立地部会を構成する課の長は、提出された計画概要書について助言等を行う。

5 県は計画概要書を受理した後、一般社団法人静岡県商工会議所連合会及び静岡県商工会連合会に対し、県様式第 12 により計画概要書の提出があったことを通知する。

#### 第 3 新設の届出（法第 5 条第 1 項関係）

1 法第 5 条第 1 項の届出をする者は、法定様式第 1 に規則第 4 条第 1 項に規定する事項を記載した書類及びその他県が求める書類を添付し、新設をする日の 8 月前までに提出するもの

とする。

- 2 届出に係る書類の提出部数は、県が別途指示する場合を除き正本 1 部及び副本 8 部の計 9 部とする。
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者が一部決まっていない場合、届出に係る書類は以下のとおり記載するものとする。
  - (1) 法第 5 条第 1 項第 2 号に規定する事項については、店舗面積が 1,000 平方メートルを超えるすべての小売業者及び出店が決まっている小売業者を記載すること。
  - (2) 店舗面積が 1,000 平方メートルを超える小売業者がない場合は、規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事項については、店舗面積の 8 割相当部分の小売業に係る販売品目を記載すること。

#### 第 4 変更の届出（法第 6 条第 1 項関係）

- 1 法第 6 条第 1 項の届出をする者は、法定様式第 2 に県が求める書類を添付し、変更後速やかに提出するものとする。
- 2 届出に係る書類の提出部数は、県が別途指示する場合を除き正本 1 部及び副本 3 部の計 4 部とする。

#### 第 5 変更の届出（法第 6 条第 2 項関係）

- 1 法第 6 条第 2 項の届出をする者は、法定様式第 3 に規則第 4 条第 1 項に規定する事項を記載した書類（当該変更に係るものに限る。）及びその他県が求める書類を添付し、変更する日の 8 月前（法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更は変更する日の前）までに提出するものとする。
- 2 届出に係る書類の提出部数は、変更内容により県が別途指示する。

#### 第 6 既存店の変更の届出（法附則第 5 条第 1 項関係）

- 1 法附則第 5 条第 1 項の届出をする者は、法定様式第 8 に規則第 4 条第 1 項に規定する事項を記載した書類（当該変更に係るものに限る。）及びその他県が求める書類を添付し、変更する日の 8 月前（法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更は変更する日の前）までに提出するものとする。
- 2 届出に係る書類の提出部数は、変更内容により県が別途指示する。

#### 第 7 廃止の届出（法第 6 条第 5 項関係）

- 1 店舗面積の合計を 1,000 平方メートル以下とする者は、法定様式第 4 に廃止後の店舗部分を示した図面を添付し（店舗面積を 0 平方メートルとする場合を除く。）、当該廃止をする日までに提出するものとする。
- 2 届出に係る書類の提出部数は、県が別途指示する場合を除き正本 1 部及び副本 1 部の計 2 部とする。

## 第8 地位の承継の届出（法第11条第3項関係）

- 1 法第11条第3項の届出をする者は、法定様式第7に承継があったことを証する書類を添付し、承継後速やかに提出するものとする。
- 2 届出に係る書類の提出部数は、県が別途指示する場合を除き正本1部及び副本1部の計2部とする。

## 第9 軽微な変更（法第6条第4項ただし書）

- 1 法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げる事項の変更であって、県が個別に審査し認めるものに限る。

届出の根拠条項	変更事項
第6条第2項	店舗に付属する施設の位置の変更
附則第5条第1項	一時的な変更 店舗に付属する施設の位置の変更 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更

- 2 前項の認定を受けようとする者は、計画概要書に併せ県様式第1を提出することにより、軽微な変更該当するか否かの協議を依頼するものとする。
- 3 県は軽微な変更該当するか否かについて、県様式第2により関係市町に意見を照会するとともに、静岡県まちづくり庁内協議会大型店立地部会において協議し、決定する。
- 4 県は前項の結果について、第2項の依頼者及び関係市町に通知する。

## 第10 届出の関係市町への通知

### 1 新設又は変更の届出に係る通知

県は、法第5条第1項、第6条第1項、同条第2項又は附則第5条第1項の規定による届出がなされたときは、届出を受理した日から7日以内に副本2部を添えて、関係市町に通知する。

### 2 廃止及び承継の届出に係る通知

県は、法第6条第5項又は第11条第3項の規定による届出がなされたときは、届出を受理した日から7日以内に副本1部を添えて、関係市町に通知する。

## 第11 新設、変更及び廃止の届出に係る公告

県は、法第5条第1項、第6条第1項、同条第2項、同条第5項又は附則第5条第1項の規定による届出がなされたときは、届出を受理した日から7日以内に静岡県公報への掲載手続を行う。

## 第12 説明会等

法第7条に規定する説明会の開催等については、次の各項に定めるもののほか、別に定める「説明会の開催方法等」によるものとする。

### 1 開催方法等の通知

県は、届出を受理した日から7日以内に説明会の開催方法等について届出者に通知する。  
なお、規則第11条第2項に規定する掲示による届出内容の周知を認める場合も同様とする。

## 2 開催計画書の提出

届出者は、前項の通知を受領後速やかに県様式第3により開催計画書を提出するとともに、当該計画書の写しを関係市町に送付するものとする。

## 3 説明会の結果報告

(1) 届出者は、説明会を開催した日から14日以内に、県様式第4により報告するとともに、当該報告書の写しを関係市町に送付するものとする。また、掲示による届出内容の周知を行った場合は、第1項の通知を受領後14日以内に、掲示物の写し及び掲示状況の写真を提出するものとする。

(2) 届出者は、開催計画書に基づく説明会を開催することができなかった場合は、直ちに書面等により報告するものとする。また、当該報告により法第7条第4項の規定に該当すると県が認めたときは、届出者は、届出内容等について周知した後、書面により速やかに報告するものとする。

## 4 説明会不要の特例

届出者は、説明会の開催に代えて掲示による周知を行おうとするときは、事前に県の内諾を得た上で、県様式第5により説明会開催不要承認協議依頼書を提出するものとする。

## 第13 市町及び住民等の意見

### 1 市町意見の聴取

県は、新設又は変更の届出に係る公告において、当該公告日の確定後速やかに、関係市町に対し、県様式第6により公告日等を通知するとともに意見照会を行う。

### 2 住民等の意見

県は、法第8条第2項の規定による意見を述べようとする者に対し、別に定める「住民等の意見についての留意事項」に基づき、意見書を提出するよう求める。

### 3 意見の公告

県は、法第8条第1項に規定する市町意見の概要については、意見書の受理後速やかに、同条第2項に規定する住民等の意見の概要については、同項に規定する期間終了後速やかに静岡県公報への登載手続を行う。

## 第14 県の意見

1 法第8条第4項の規定に基づく県の意見の有無及び内容については、静岡県まちづくり庁内協議会大型店立地部会で検討を行い、必要に応じて静岡県大規模小売店舗立地専門委員の助言を受けた上で決定する。

2 県は、意見を有する場合には県様式第7により届出者に通知し、通知書の写しを関係市町に送付するとともに静岡県公報への登載手続を行う。

3 県は、意見を有しない場合には県様式第8によりその旨を届出者に通知し、通知書の写しを関係市町に送付する。

- 4 前項の場合において、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの県の意見に準ずる県の意思を述べる必要があると認めるときは、県は、届出者に対し、附帯意見を述べることができる。また、店舗運営に当たって留意すべき事項がある場合は、県は、届出者に対し、その事項を付記することができる。

#### 第15 県の意見に伴う変更等

- 1 法第8条第7項の規定により変更する旨の届出を行う者は、法定様式第5に規則第4条第1項に規定する事項を記載した書類（当該変更に係るものに限る。）及びその他県が求める書類を添付し、提出するものとする。
- 2 法第8条第7項の規定により変更しない旨の通知を行う者は、県様式第9により提出するものとする。
- 3 前2項に係る届出及び通知の提出部数は県が別途指示する。
- 4 法第5条第1項第6号に規定する事項に係る変更が既に実施されている場合、県は速やかに法第8条第7項の規定による届出又は通知を行うよう届出者に求める。
- 5 県は、法第8条第7項の規定による届出がなされたときは、届出を受理した日から7日以内に静岡県公報への掲載手続を行う。

#### 第16 県の勧告

- 1 県は、法第8条第7項の規定による変更する旨の届出又は変更しない旨の通知がなされたときは、速やかに県様式第10に副本2部を添えて関係市町に通知するとともに、勧告の要否を協議する。
- 2 県は、前項の協議結果を踏まえ、静岡県まちづくり庁内協議会大型店立地部会で検討を行い、必要に応じて静岡県大規模小売店舗立地専門委員の助言を受けた上で、勧告の要否及び内容を決定する。
- 3 県は、勧告を要すると判断した場合には、法第9条第1項の規定に基づき関係市町の意見を聴取する。
- 4 県は、法第9条第1項の規定による勧告をするときは、県様式第11により届出者に通知し、通知書の写しを関係市町に送付するとともに静岡県公報への掲載手続を行う。

#### 第17 県の勧告に伴う変更等

- 1 法第9条第4項の規定による変更の届出をする者は、法定様式第6に規則第4条第1項に規定する事項を記載した書類（当該変更に係るものに限る。）及びその他県が求める書類を添付し、提出するものとする。
- 2 前項に係る届出の提出部数は県が別途指示する。
- 3 県は、法第9条第4項の規定による届出がなされたときは、届出を受理した日から7日以内に副本2部を添えて関係市町に通知するとともに、静岡県公報への掲載手続を行う。

## 第18 公表

県は、法第9条第1項の規定による勧告をした後において、届出者が法第9条第4項の規定による届出を行わないまま当該勧告に係る大規模小売店舗の新設又は変更を実施したときは、法第9条第7項の規定に基づき静岡県公報において公表を行うとともに、報道機関等へ資料提供を行う。

## 第19 縦覧の場所等

- 1 法第5条第3項（同項を準用する場合を含む。）、第8条第3項及び第6項に規定する縦覧場所は、静岡県経済産業部商工業局地域産業課とする。また、縦覧できる日は静岡県本庁舎の開庁日とし、時間は午前9時から午後5時までとする。
- 2 県は、住民等が意見を述べる利便を考慮し、関係市町に対し届出書の副本を縦覧に供するよう依頼する。

## 第20 ホームページへの掲載

県は、次に掲げる事項を静岡県経済産業部商工業局地域産業課のホームページに掲載する。

- 1 法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出の概要
- 2 市町及び住民等の意見の概要
- 3 県の意見及び勧告

## 第21 施行上の留意

この要領の施行に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条及び静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第30条の規定及び趣旨を遵守するものとする。

### 附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成12年6月19日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成13年8月30日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成15年8月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

